

第3部  
検査

細菌簡易培養検査  
(点数の見直し)

70点 → 60点

(項目の新設)  
混合歯列期における歯肉炎等  
の重症化予防治療技術の評価

(新設) → 歯科口腔継続管理治療診断料 80点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、歯肉炎等に罹患している混合歯列期の患者であって初診の日から起算して3月を経過したものに対し、口腔内の状態の検査を行い、病状が安定期にあることを確認し、継続した治療の必要性を認め、患者の同意を得て、継続治療計画を策定し、患者に対し、その内容を文書により提供した場合に算定する。

2 歯科口腔継続管理治療診断料を1回算定した後、当該診断料を算定した日の属する月の初日から起算して1年を経過するまでは再度算定できない。